

合理的配慮 ～ 一人一人を大切にした教育の推進 ～

「合理的配慮」とは、障害のある人と障害のない人とが平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の障害の困難さを取り除くための、調整や変更のことです。平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に、「不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供」が示されました。これにより、国の行政機関や地方公共団体（公立学校）等は「合理的配慮」の提供が「法的義務」に、民間事業者等は「努力義務」となりました。今回は、学校における「合理的配慮」の提供とは何か、どのようなことをするのかを例を挙げながら解説しますので、取組の参考にしてください。

1 「合理的配慮」とは

（１）学校における「合理的配慮」の提供

公立学校等は、前述の法律の施行により、障害のある児童生徒の障害の状態に応じて「合理的配慮」を提供することが望まれています。教育現場における「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、障害のない子どもと平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、

- 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- 障害のある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
- 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において※均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

と定義されています。「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、本人又は保護者の申出を受け、校園内委員会で検討します。

※「均衡を失した又は過度の負担」の基本的な考え方

- 事務又は事業への影響の程度（目的、内容、機能を損なうかどうか）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

「県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」より引用

（２）「合理的配慮」の提供の対象

診断書や障害者手帳（療育手帳）等の有無は、判断の基準ではありません。身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある児童生徒等であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある児童生徒等が対象です。

(3) 本人・保護者との合意形成

学校は、本人・保護者が見通しを持てるよう、十分な情報を提供するとともに、学習や生活における不安や願い、意見等を十分に聞き取り、個別に具体的な対応を検討します。検討の結果、提供できない場合は、代替の「合理的配慮」等について丁寧に説明し、建設的に合意形成を図ることが重要です。また、「合理的配慮」の提供の決定後も柔軟に見直すことができることを、本人・保護者との間で、共通理解を図っておきましょう。

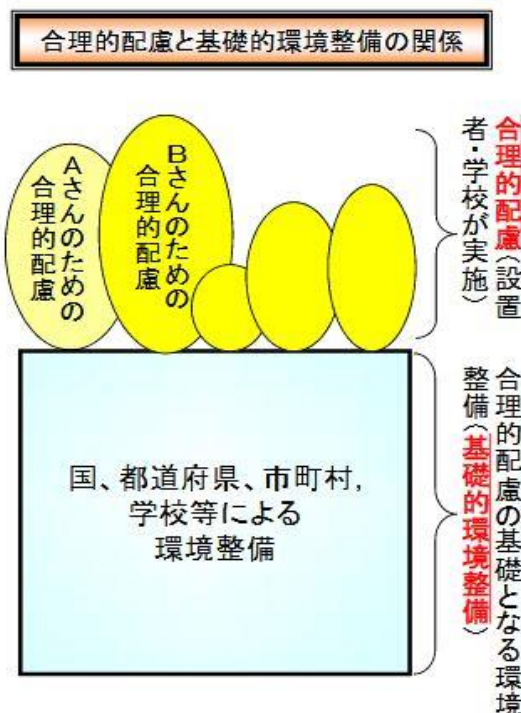
「合理的配慮」を検討するときのポイント

- ☑ 何のために提供するのか
- ☑ 必要とされる合理的配慮は何か
- ☑ 何を優先して提供する必要があるのか
- ☑ 教育の目的・内容・機能の本質的な変更となっていないか 等

2 合理的配慮と基礎的環境整備

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国、各都道府県、各市町村が、それぞれの対象である教育環境の整備を行います。これらを「基礎的環境整備」と呼びます。環境整備は、その整備の状況により異なりますが、これらを基に設置者及び学校が各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて「合理的配慮」を提供することになります。

「合理的配慮」の充実を図る上で「基礎的環境整備」の充実は欠かせません。「合理的配慮」は「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることになります。



学校教育における「合理的配慮」には3観点11項目の内容に整理されています。

「合理的配慮」

<「合理的配慮」の観点(1) 教育内容・方法>

<(1)-1 教育内容>

- (1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- (1)-1-2 学習内容の変更・調整

<(1)-2 教育方法>

- (1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- (1)-2-2 学習機会や体験の確保
- (1)-2-3 心理面・健康面の配慮

<「合理的配慮」の観点(2) 支援体制>

- (2)-1 専門性のある指導体制の整備
- (2)-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- (2)-3 災害時等の支援体制の整備

<「合理的配慮」の観点(3) 施設・設備>

- (3)-1 校内環境のバリアフリー化
- (3)-2 発達、障害の状況及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- (3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

*出典：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 中央教育審議会初等中等教育分科会、平成24年7月23日

3 「合理的配慮」の事例（参考）

障害種別に応じた合理的配慮の代表的なものと考えられるものを例として挙げています。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定することが望まれます。また、複数の種類の障害を併せ有する場合は、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当とされます。

共通 ● 障害の状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保 ● 障害の状態に応じた専門性を有する教員、専門家等の配置 ● 移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置 ● 点字、手話、デジタル教科書等のコミュニケーション手段を確保 ● 一人一人の状態に応じた教材等の確保（デジタル教材、ICT 機器等の利用）
視覚障害 ● 教室での拡大読書器や書見台の利用、十分な光源の確保と調整《弱視》 ● 教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保 ● 音声信号、点字ブロック等の安全設備の敷設（学校内・通学路とも） ● 障害物を取り除いた安全な環境の整備（廊下に物を置かない等）
聴覚障害 ● FM 式補聴器などの補聴環境の整備 ● 教材用ビデオ等への字幕挿入
知的障害 ● 生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具、作業室等の確保 ● 漢字の読みなどに対する補完的な対応
肢体不自由 ● 医療的ケアが必要な児童生徒がいる場合の部屋や設備の確保 ● 医療的支援体制（医療機関との連携、指導医、看護師の配置等）の整備 ● 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保 ● 障害の状態に応じた給食の提供
病弱・身体虚弱 ● 個別学習や情緒安定のための部屋等の確保 ● 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保 ● 入院、定期受診等により授業に参加できなかった期間の学習内容の補完 ● 学校で医療的ケアを必要とする児童生徒のための看護師の配置 ● 障害の状態に応じた給食の提供
LD、ADHD、自閉症等の発達障害 ● 個別指導のためのコンピュータ、デジタル教材、部屋等の確保 ● クールダウンをするための部屋等の確保 ● 口頭による指導だけではなく板書、メモ等による情報掲示

- スピーチについての配慮（構音障害等により発音は不明瞭な場合）

- ## ●個別学習や情緒安定のための部屋等の確保

- 対人関係の状態に対する配慮（選択性かん黙や自信喪失などにより人前では話せない場合など）

「合理的配慮」の実践例など参考になる資料

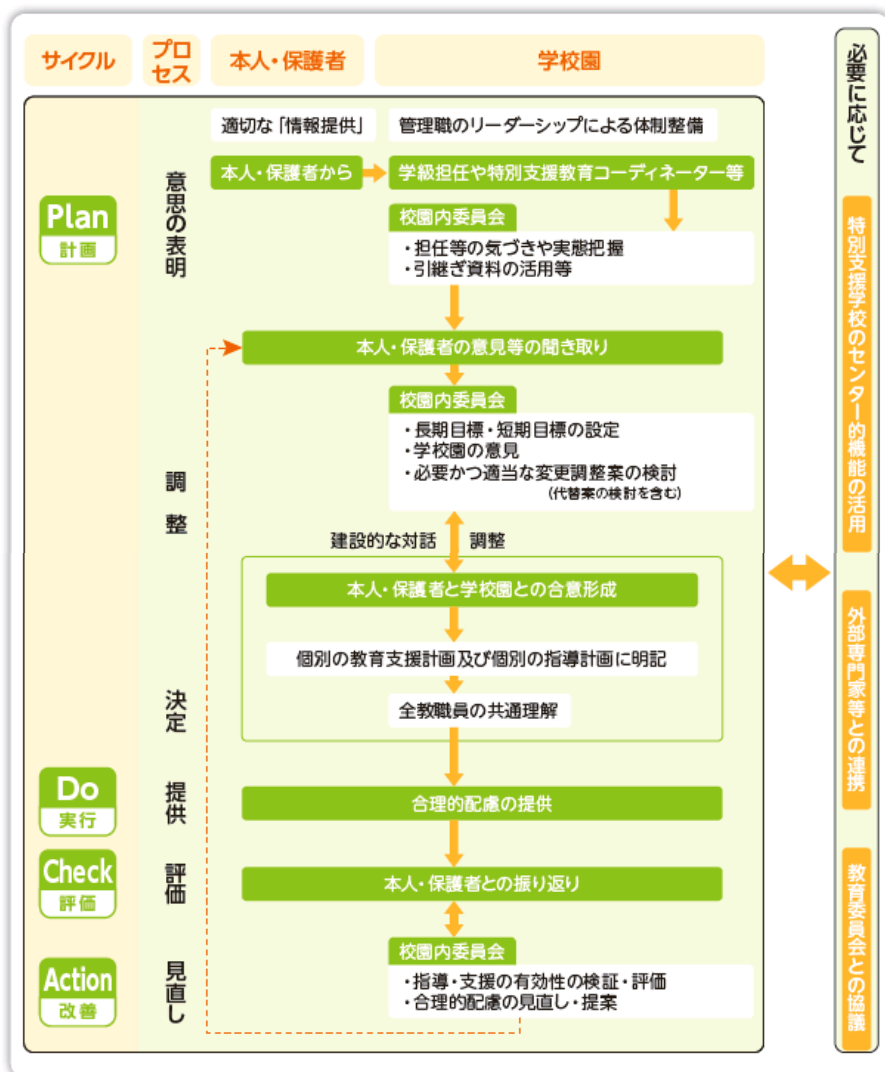
- 国立特別支援教育総合研究所

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」(インクルDB)

- 兵庫県立特別支援教育センターホームページ「合理的配慮の実践例」(平成30年度末 掲載予定)

4 「合理的配慮」の提供のプロセス例

「合理的配慮」は、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられるよう、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、発達段階を考慮しつつ、合意形成を図ったうえで提供します。「合理的配慮」の提供後は、結果を評価して柔軟に見直すなど、組織的にPDCA(計画-実行-評価-改善)サイクルを確立させていくことが重要です。



5 「合理的配慮」の提供に向けて大切なこと

● 一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定する

障害の状態や特性は個々によって異なります。前例にしばられず、個々に応じた「合理的配慮」の提供を考えます。

● 学校・本人・保護者が可能な限り合意形成を図った上で決定することが望ましい

「合理的配慮」を提供する目的を明確にし、双方の建設的な対話によって決定するようにします。均衡を失した又は過度の負担を課す場合は、その理由を分かりやすく説明します。

● 「合理的配慮」の決定後も、一人一人の発達の程度、適応の状況等を見て見直しをする

発達の程度や適応状況等を勘案しながら、本人・保護者と共に定期的に評価をし、本人にとって最適な「合理的配慮」に改善していきます。

● 「合理的配慮」の内容を個別の教育支援計画等に明記する

個別の教育支援計画に記載することで、担任だけではなく、特別支援教育支援員やその他の教員、関係機関の職員と情報共有をすることができます。また、進学先への入学試験や就職先等で「合理的配慮」の提供を受けるために必要となります。

● 学年の移行時に引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供する

個別の教育支援計画等を使って、進学先や就職先等へ「合理的配慮」の提供の引継ぎをします。学年や学校が変わっても、一貫した支援を行うことができるようにすることが大切です。

担当する児童生徒にどのような「合理的配慮」の提供が必要であるかイメージできたでしょうか。障害があることで学習の機会が損なわれないようにするため、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるのかなどについて考えてみてください。

また、「合理的配慮」の提供を行う時は、周囲の児童生徒等への対応やその保護者への理解啓発に留意することも重要です。障害に対する適切な知識を得る機会を周囲へ提供することで他者理解を深め、児童生徒の多様性を踏まえた学級づくりや学校づくりにつなげましょう。

〈参考文献〉

- 『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』
文部科学省
- 『特別支援教育の在り方に関する特別委員会「合理的配慮」の例』初等中等教育局特別支援教育課
- 『特別支援教育の基礎・基本 新訂版』独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
- 『インクルーシブ教育システム構築支援データベース』独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
- 『学校で「合理的配慮」の提供が義務となります』兵庫県教育委員会
- 『県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』兵庫県教育委員会
- 『障害者差別解消法ＨＹＯＧＯ2015』兵庫県・兵庫県社会福祉事業団